

別添

生活交通ネットワーク計画（素案）

（地域公共交通確保維持改善事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成24年6月 日

（名称）阿見町地域公共交通活性化協議会
（代表者名）会長 天田富司男

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

阿見町地域内フィーダー系統確保維持改善計画
「阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】運行事業」

1. 地域公共交通確保維持改善事業に係る目的・必要性

(1) 目的

阿見町地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）に基づき、町内の公共交通不便地域の解消や買い物・通院等の移動手段の確保、公共施設等への利便性の向上することを目的とし、また、一般町民や関係機関等で構成する阿見町地域公共交通活性化協議会において、運行事業内容の改善を行いながら地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

連携計画に定めている5つの事業計画の中で、優先的に取り組む事業として「地区内の短距離移動を支える交通手段の整備」及び「各地区の居住者の中央地区への公共交通整備」を目標としている。当町においては、基幹路線（路線バス）が運行されているが、町中心部の一部しか運行されていないなど路線数が少なく、すべての町民が容易に利用できるものではないことから、公共交通不便地域の特に高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するため、需要に応じた公共交通としてデマンドタクシーの運行が必要である。

2. 地域公共交通確保維持改善事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・利用者の需要に応じた増車の検討や運行効率化を図ることで利用者の利便性向上を目指すとともに利用者数を増加させる。

年 度	目 標
平成 24 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる
平成 25 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる
平成 26 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる

(2) 事業の効果

町内の公共交通不便地域を確保するためのデマンドタクシーを導入することにより、町内における高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、町内全域をカバーする運行を実施することにより、基幹系統である路線バスへのフィーダーも確保され、より広域的な活動が可能になることから、当町だけに留まらない地域の活性化や外出機会の増加につながっていくものと考えられる。

3. 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」及び別添資料 1 を参照

4. 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を参照

5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当無し

6. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当無し

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を参照

8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当無し

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標該当無し

該当無し	
(2) 事業の効果	
該当無し	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当無し	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
別添資料2を参照	
12. 利用者等の意見の反映	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年2月より運行開始した阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】については、利用者ニーズを把握するため、利用者に対するアンケート調査やデマンド交通利用者専門部会を開催するなど意見の集約に努めるとともに結果を反映しながら実施している。 ※利用登録者約1,000名のうち400名を対象としてアンケート調査を実施 ※デマンド交通利用者専門部会を年2回開催 ・協議会の委員に住民又は利用者の代表として、「阿見町区長会」「阿見町PTA連絡協議会」「阿見町シルバークラブ連合会」「阿見町障害者福祉協議会」「阿見町商工会」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。 	
13. 協議会メンバーの構成員	
町長及びその指名する者	阿見町長
一般乗合自動車運送事業者、その他一般旅客自動車運送者及びその組織する団体	ジェイアールバス関東(株)、関東鉄道(株)、(有)新町タクシー、日本貿易運輸(株)、(有)ナカヤ観光、(社)茨城県バス協会、茨城県ハイヤー・タクシー協会、関東鉄道労働組合
関係都道府県	茨城県企画部企画課交通対策室、茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所
関係市町村	土浦市都市整備部
関東運輸局長(茨城運輸支局長)又はその指名する者	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官
学識経験者	茨城大学農学部教授、茨城県立医療大学教授
その他協議会が必要と認める者	牛久警察署、東京医科大学茨城医療センター、阿見町商工会、阿見町議会議員の代表、町内工業団地企業連絡協議会、阿見町区長会、阿見町PTA連絡協議会、阿見町シルバークラブ連合会、阿見町障害者福祉協議会